

埼玉県目標設定型排出量取引制度における排出量取引に係る税務上の取扱いの例

注 この税務上の取扱いの例は関東信越国税局からの回答をもとに作成したものです。

具体的な取引においては異なる処理が必要となる場合がありますのでご注意ください。

関東信越国税局からの回答へのリンクはこちらから <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

○無償取引は原則税務処理は不要

○超過削減量、中小クレジット、県外クレジット、再エネクレジット(環境価値換算量)の有償取引等

	自らのクレジット	他社から購入するクレジット等
クレジット等の取得時	【法人税】 処理なし 【消費税】 処理なし	【法人税】 取得に要した費用を無形固定資産等として計上 【消費税】 課税仕入れ
指定管理口座からの充当時	—	【法人税】 「販売費及び一般管理費」等として損金の額に算入 (損金の額は移転(充当時)の帳簿価額) 【消費税】 処理なし
クレジットの売却時	【法人税】 無形固定資産等の売却として処理 (譲渡原価は0) 【消費税】 課税売上げ	【法人税】 無形固定資産等の売却として処理 (譲渡原価は売却時の帳簿価額) 【消費税】 課税売上げ

○再エネクレジット(その他削減量)の有償取引等

	自らのクレジット
グリーン電力証書等の取得時 (金銭等の支出をした時)	【法人税】 グリーン電力証書等の取得に要した費用を仮払金として計上 【消費税】 処理なし。
再エネクレジット(その他削減量)の取得時	【法人税】 仮払金の額を無形固定資産等として計上 【消費税】 課税仕入れとなる。
指定管理口座からの充当時	【法人税】 「販売費及び一般管理費」等として損金の額に算入 (損金の額は充当時の帳簿価額) 【消費税】 処理なし
再エネクレジット(その他削減量)の売却時	【法人税】 無形固定資産等の売却として処理 (譲渡原価は売却時の帳簿価額) 【消費税】 課税売上げ

○森林吸収クレジット(J-VER 認証制度)の有償取引等

	自らのクレジット
J-VER クレジット等の取得時 (金銭等の支出をした時)	【法人税】 取得に要した費用を無形固定資産等として計上 【消費税】 課税仕入れ
J-VER クレジット等を無効化口座に無償移転した時	【法人税】 無形固定資産等の額をクレジット仮勘定等として計上 【消費税】 処理なし
森林吸収クレジット(J-VER 認証制度)の取得時	【法人税】 クレジット仮勘定等を無形固定資産等として計上 【消費税】 処理なし
指定管理口座からの充当時	【法人税】 「販売費及び一般管理費」等として損金の額に算入 (損金の額は移転(充当時)の帳簿価額) 【消費税】 処理なし
森林吸収クレジット(J-VER 認証制度)の売却時	【法人税】 無形固定資産等の売却として処理 (譲渡原価は、売却時の帳簿価額) 【消費税】 課税売上げとなる。

○超過削減量の埼玉県への無償提供の法人税の取扱い(※1)

	自らのクレジット	他社から購入するクレジット等
クレジットの無償提供	処理なし (事業者自身が県からクレジットの発行を受けた場合はオフバランスと考えられることから、処理を行わなくても差し支えない)	埼玉県に対する寄附金の額として損金の額に算入 (損金の額は無償提供時の価格(※2))

※1 超過削減量の埼玉県への無償提供に係る税務上の取扱いは関東信越国税局から口頭にて回答を得たものをもとにしたものです。具体的な取引においては異なる処理が必要となる場合がありますのでご注意ください。

※2 無償提供時の価格とは時価をいうこととなりますが、売買事例等の把握が容易でないことにより時価の算定が困難である場合には、事業者の帳簿価格を当該クレジットの価格として取り扱います。